

心神喪失者等医療観察法に係る先行
政省令の公布・施行等について

心神喪失者等医療観察法に係る先行政省令の公布・施行等について

1 先行政省令制定の趣旨

厚生労働大臣が毎年裁判所に送付する精神保健判定医等の名簿に関する規定を始めとする精神保健審判員の任命及び精神保健参与員の指定に係る規定については、法の公布日（平成15年7月16日）から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、今般、当該規定の施行日を定める政令及び精神保健判定医の名簿等に記載すべき者の要件等を定める政令及び必要な省令を制定した。

2 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部の施行期日を定める政令について

法第6条、第7条及び第15条の規定の施行期日を平成16年10月15日とするもの。

（参考）今回の政令において施行期日を定める規定の概要

（1）法第6条

精神保健審判員の選任及び任命、精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（精神保健判定医）の名簿、精神保健審判員への手当の支給等を定めるもの。

（2）法第7条

精神保健審判員の欠格事由を定めるもの。

（3）法第15条

精神保健参与員の選任及び指定、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿、精神保健参与員への手当の支給等を定めるもの。

3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令について

法の一部の施行に伴い、「精神保健判定医名簿」及び「精神保健参与員候補者名簿」に記載すべき者の要件を定めるとともに、これらの名簿の送付期限等を定めるもの。

（参考）本政令案の概要

（1）精神保健判定医名簿関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定による指定を受けている医師（精神保健指定医）であることなど、一定の要件を満たす者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名等を精神保健判定医名簿に記載すること。

（2）精神保健参与員候補者名簿関係

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条の規定による登録を受けている者（精神保健福祉士）であることなど、一定の要件を満たす者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名等を精神保健参与員候補者名簿に記載すること。

（3）精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿の送付

精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿は、毎年11月1日までに、裁判所に送付すること。

（4）施行期日

平成16年10月15日

上記政令中の一定の要件の具体的な内容等を定めるために、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令」を併せて制定し、平成16年10月15日に施行した。

4 参考資料等

法のうち、今回施行する規定以外の本体部分については、法の公布日（平成15年7月16日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、現在、その施行に向け指定入院医療機関の整備等の準備を進めているところである。

別添：精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿への記載要件の整理

平年度の精神保健判定医名簿の記載要件

厚生労働大臣は、次の 及び のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名等を精神保健判定医名簿に記載する。

名簿を送付する際に現に精神保健指定医であって、名簿を送付する年度の前年度の末日において、5年以上（精神保健福祉法第19条の2第2項の規定により職務を停止されていた期間を除く。）指定を受けていた者

次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する者

イ 精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規定による診察に従事した経験を、名簿を送付する年の4月1日前2年以内に有する者であって、厚生労働省令で定める研修（名簿を送付する年の11月1日前3年以内に行われたものに限る。）の課程を修了した者

ロ 精神保健審判員として、医療観察法第42条第1項、第51条第1項、第56条第1項又は第61条第1項の裁判を行った経験を名簿を送付する年の1月1日前2年以内において有する者

ハ 医療観察法第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を行った経験を名簿を送付する年の1月1日前2年以内において有する者

+

上記 及び のいずれにも該当する者と同等以上の学識経験を有すると認める者

平成16年度の精神保健判定医名簿の記載要件

厚生労働大臣は、次の 及び のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名等を精神保健判定医名簿に記載する。

名簿を送付する際に現に精神保健指定医であって、平成16年3月31日において、5年以上（精神保健福祉法第19条の2第2項規定により職務を停止されていた期間を除く。）指定を受けている者

精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規定による診察に従事した経験又は従事する見込みを、平成17年4月1日前3年以内に有する者

+

上記 及び のいずれにも該当する者と同等以上の学識経験を有すると認める者

平年度の精神保健参与員候補者名簿の記載要件

厚生労働大臣は、次の 及び のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名等を精神保健参与員候補者名簿に記載する。

名簿を送付する際現に精神保健福祉士である者

次のイ又はロのいずれかに該当する者

イ 名簿を送付する年度の前年度の末日において、精神保健福祉士として登録を受けて相談援助の業務に従事している期間が5年以上（精神保健福祉士法第32条第2項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。）である者であって、厚生労働省令で定める研修（名簿を送付する年の11月1日前3年以内に行われたものに限る。）の課程を修了した者

ロ 精神保健参与員として、法第36条（法第53条、第58条及び第63条において準用する場合も含む。）の規定により審判に関与した経験を名簿を送付する年の1月1日前2年以内において有する者

+

上記 及び のいずれにも該当する者と同等以上の専門的知識及び技術を有する者

イの精神保健福祉士として相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

平成16年度の精神保健参与員候補者名簿の記載要件

厚生労働大臣は、次の 及び のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名等を精神保健参与員候補者名簿に記載する。

名簿を送付する際現に精神保健福祉士である者

平成16年3月31日において、精神保健福祉士として登録を受けて相談援助の業務に従事している期間が5年以上（精神保健福祉士法第32条第2項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。）である者

+

上記 及び のいずれにも該当する者と同等以上の専門的知識及び技術を有する者

の精神保健福祉士として相談援助の業務に従事している期間には、精神保健福祉士法の施行前において相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

政令第 号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六条、第七条及び第十五条の規定の施行期日は、平成十六年十月十五日とする。

政令第 号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令

内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第六条第二項及び第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（精神保健判定医名簿への記載）

第一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する際に現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第十八条第一項の規定による指定を受けている者であつて、当該精神保健判定医名簿を送付する年度の前年度の末日において、厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 次のいずれかに該当する者

イ 精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の四第二項の規定による診察に従事した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者であつて、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健判定医名簿を送付する年の十一月一日前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ 精神保健審判員として、法第四十二条第一項、第五十一条第一項、第五十六条第一項又は第六十一条第一項の裁判をした経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

ハ 法第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を行った経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認められる者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健判定医名簿に記載することができる。

（精神保健参与員候補者名簿への記載）

第二条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第十五条第二項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第十五条第二項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する際現に精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）第二十八条の規定による登録を受けている者

二 次のいずれかに該当する者

イ 当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年度の前年度の末日において、精神保健福祉士法第二十条の規定による登録を受けて同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間が厚生労働省令で定める期間以上である者であつて、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年の十一月一日前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ 精神保健参与員として、法第三十六条（法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により審判に関与した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

(精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿の送付)

第三条 厚生労働大臣は、毎年十一月一日までに、法第六条第二項の規定に基づく精神保健判定医名簿の送付及び法第十五条第二項の規定に基づく精神保健参与員候補者名簿の送付をしなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法第六条、第七条及び第十五条の規定の施行の日（平成十六年十月十五日）から施行する。

(精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置)

第二条 平成十六年において法第六条第二項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿については、第一条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たも

のについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健判定医名簿に記載するものとする。

一 当該精神保健判定医名簿を送付する際現に精神保健福祉法第十八条第一項の規定による指定を受けている者であつて、平成十六年三月三十一日において、第一条第一項第一号の厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の四第二項の規定による診察に従事した経験（第一条第一項第二号イの厚生労働省令で定める程度のものに限る。

）を有する者

2 前項の精神保健判定医名簿については、厚生労働大臣は、同項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健判定医名簿に記載することができる。

第三条 平成十九年において法第六条第二項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載すべき者の要件に係る第一条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「三年」とあるのは、「四年」とす

る。

(精神保健参与員候補者名簿への記載に関する経過措置)

第四条 平成十六年において法第十五条第二項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿については、第二条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該精神保健参与員候補者名簿を送付する際現に精神保健福祉士法第二十八条の規定による登録を受けている者であつて、平成十六年三月三十一日において、同条の規定による登録を受けて同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間が第二条第一項第二号イの厚生労働省令で定める期間以上であるもののうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健参与員候補者名簿に記載するものとする。

2 前項の精神保健参与員候補者名簿については、厚生労働大臣は、同項に該当する者のほか、当該者と同以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

第五条 第二条第一項第二号イ及び前条第一項の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入すること

ができる。

第六条 平成十九年において法第十五条第二項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿に記載すべき者の要件に係る第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「三年」とあるのは、「四年」とする。

厚生労働省令第 号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第 号）第一条第一項、第二条第一項、附則第二条第一項及び附則第四条第一項の規定に基づき、並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）を実施するため、この省令を制定する。

平成十六年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令

（精神保健判定医名簿に記載すべき事項）

第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 連絡先（電話番号を含む。）

四 精神保健指定医の指定を受けた年月日

五 精神保健指定医の指定を受けている期間

六 令第一条第一項各号のいずれにも該当する者にあつては、同項第二号イ、ロ又はハのいずれに該当するかの別

七 令第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第一項各号のいずれにも該当する者と同等以上の学識経験を有すると認める者にあつては、当該学識経験を有すると認められた理由

八 勤務先の名称

（令第一条第一項の期間及び程度）

第二条 令第一条第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、五年（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第十九条の二第二項の規定により精神保健指定医の職務を停止されていた期間を除く。）とする。

2 令第一条第一項第二号イの厚生労働省令で定める程度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の四月一日前二年以内において、精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の四第二項の規定による診察に従事した経験を有することとする。

3 令第一条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、精神保健審判員として、法第四十二条第一項、第五十一条第一項、第五十六条第一項又は第六十一条第一項の裁判をした経験を有することとする。

4 令第一条第一項第二号ハの厚生労働省令で定める程度は、法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、法第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を行った経験を有することとする。

（精神保健判定医名簿に記載のある者の精神保健指定医の指定を取り消した場合等の最高裁判所への通知）

第三条 厚生労働大臣は、法第六条第二項の規定に基づき送付した精神保健判定医名簿に記載のある者について、当該精神保健判定医名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉法第十九条の二第一項又

は第二項の規定により、精神保健指定医の指定を取り消し、又は精神保健指定医の職務の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分年月日を最高裁判所に通知するものとする。

(精神保健参与員候補者名簿に記載すべき事項)

第四条 令第二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 連絡先(電話番号を含む。)

四 精神保健福祉士の登録を受けた年月日

五 精神保健福祉士の登録を受けて相談援助の業務に従事している期間

六 令第二条第一項各号のいずれにも該当する者にあつては、同項第二号イ又はロのいずれに該当するかの別

七 令第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第一項各号のいずれにも該当する者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者にあつては、当該専門的知識及び技術を有すると認められた理由

八 勤務先の名称

(令第二条第一項の期間及び程度)

第五条 令第二条第一項第二号イの厚生労働省令で定める期間は、五年（精神保健福祉士法（平成九年法律百三十一号）第三十二条第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。）とする。

2 令第二条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第十五条第二項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、精神保健参与員として、法第三十六条（法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により審判に關与した経験を有することとする。

（精神保健参与員候補者名簿に記載のある者の精神保健福祉士の登録を取り消した場合等の地方裁判所への通知）

第六条 厚生労働大臣は、法第十五条第二項の規定に基づき送付した精神保健参与員候補者名簿に記載のある者について、当該精神保健参与員候補者名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉士法第三

十二条第一項又は第二項の規定により、精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を当該精神保健参与員候補者名簿を送付した地方裁判所に通知するものとする。

（精神保健判定医養成研修等の実施等）

第七条 令第一条第一項第二号イの厚生労働省令で定める研修（以下「精神保健判定医養成研修」という。

）及び第二条第一項第二号イの厚生労働省令で定める研修（以下「精神保健参与員候補者養成研修」という。）は、厚生労働大臣が実施するものとする。

2 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修には、それぞれ、当該各研修の課程を修了したことはない者のための課程（以下「初回研修」という。）及びその他の者のための課程（以下「継続研修」という。）を置くものとする。

3 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の初回研修及び継続研修の科目及び時間数は、別表のとおりとする。

4 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を、厚生労働大臣の指定

する者（以下「研修実施者」という。）に行わせることができる。

（指定の申請）

第八条 前条第四項の指定は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載した申請書

二 申請者が法人であるときは、収支予算を記載した書類

三 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の基本約款

四 研修の実施に関する計画を記載した書類

五 その他指定に関し厚生労働大臣が必要と認める書類

（指定の基準等）

第九条 第七条第四項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

一 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者であること。

二 第八条第二項第四号の研修の実施に関する計画が適切なものであること。

(欠格事由)

第十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者を研修実施者として指定することができない。

一 申請者（法人にあつては、その役員）が法第七条各号のいずれかに該当する者である場合

二 申請者が、第十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない場合

(変更の届出)

第十一条 研修実施者は、第八条第二項各号に掲げる書類の記載内容に変更があつたときは、その変更に係る事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告の提出等)

第十二条 研修実施者は、毎事業年度終了後二月以内に、事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の実施に関し必要があると認めるときは、研修実施者に対して報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の内容その他の当該研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、研修実施者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十三条 厚生労働大臣は、研修実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の行為により指定を受けたとき。
- 二 第九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第十条各号のいずれかに該当するとき。

四 正当な事由がないのに精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施しなかつたとき。

五 前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 前条第三項の規定による指示に従わないとき。

(指定の辞退の届出)

第十四条 研修実施者は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(修了証の交付等)

第十五条 研修実施者は、その実施に係る精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の課程を修了した者に対して、当該課程を修了したことを証する書面(以下「修了証」という。)を交付しなければならない。

2 研修実施者は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施した時は、その終了後二週間以内に、前項の規定に基づき修了証を交付した者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修

了年月日を記載した名簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法第六条、第七条及び第十五条の規定の施行の日（平成十六年十月十五日）から施行する。

(精神保健判定医名簿の記載事項に関する経過措置)

第二条 令附則第二条第一項の厚生労働省令で定める事項については、第一条（第六号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第七号中「令第一条第二項」とあるのは「令附則第二条第二項」と読み替えるものとする。

(精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置)

第三条 平成十六年において法第六条第二項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載すべき者の要件に係る第二条第二項の規定の適用については、同項中「送付する年の四月一日」とあるのは「送付する年の翌年の四月一日」とし、「二年以内」とあるのは「三年以内」とし、「従事した経験を有する」と

あるのは「従事した経験を有し、又は従事する見込みがある」とする。

(精神保健参与員候補者名簿の記載事項に関する経過措置)

第四条 令附則第三条第一項の厚生労働省令で定める事項については、第四条(第六号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第七号中「令第二条第二項」とあるのは「令附則第四条第二項」と、「同条第一項各号のいずれにも該当する者」とあるのは「同条第一項に該当する者」と読み替えるものとする。

(相談援助の業務に従事している期間に関する経過措置)

第五条 第四条第五号の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

(研修に関する経過措置)

第六条 第七条第四項の指定を受けた者が平成十六年度において当該指定を受ける前に行った研修の課程であつて、その内容が同条第三項に規定する初回研修に準ずると認められるものは、同項に規定する初回研修とみなす。

別表（第六条関係）

科目	初回研修の時間数		継続研修の時間数	
	成研修	補者養成研修	成研修	補者養成研修
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律及び精神保健福祉行政概論 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する法令及び実務	二時間三十分	四時間		
	二時間	二時間		

<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務</p>	<p>八時間</p>
<p>司法精神医学</p>	<p>二時間三十分</p>
<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく地域社会における処遇</p>	<p>四時間</p>
<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する事例研</p>	<p>三時間</p>
<p></p>	<p>五時間</p>
<p></p>	<p>二時間三十分</p>
<p></p>	<p>四時間</p>
<p></p>	<p>四時間三十分</p>
<p></p>	<p>一時間三十分</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p>三時間</p>
<p></p>	<p>三時間</p>
<p></p>	<p>三時間</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p>四時間三十分</p>
<p></p>	<p>四時間三十分</p>

究

備考 第一欄に掲げる心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。